

マンスリー・レビュー

2019.3



三井住友銀行

企画
編集 日本総合研究所

CONTENTS

視点	ASEAN諸国を巡る資本フローの動向と求められる政策対応 日本総合研究所 調査部 清水 聡 … 1
経済トピックス	生産性引き上げに向けた課題 日本総合研究所 調査部 村瀬拓人 … 2
社会トピックス①	将来的な自動車課税のあり方についての論点 日本総合研究所 調査部 立岡健二郎 … 4
社会トピックス②	経団連指針廃止後の就職・採用活動のあり方 日本総合研究所 調査部 下田裕介 … 6
アジアトピックス	冷え込む韓国のシニア消費 日本総合研究所 調査部 成瀬道紀 … 8
データアイ	最近の非正規雇用の増加をどうみるか 日本総合研究所 調査部 佐藤貴憲 … 10
KEY INDICATORS	…………… 12

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

ASEAN諸国を巡る資本フローの動向と求められる政策対応

2008年に発生した世界金融危機以降、米国をはじめとする先進国の大規模な金融緩和政策がとられた結果、新興国への資本流入も急増しました。こうした動きを受けて先進国と新興国の経済・金融の連動性が高まるとともに、世界全体で債務が膨らんでいます。新興国向けのドル建て信用残高は2008年末の1兆5,500億ドルから2018年6月には3兆6,780億ドルと2.4倍近くに拡大しています。

ところが近年の動向をみると、米国が2015年12月に利上げを開始して金融政策の正常化に踏み出したこともあり、ドル高や米国長期金利の上昇を背景に新興国全般に対する資本流入が減少し始めました。2018年5月にはアルゼンチン、同年8月にはトルコが通貨の暴落に見舞われ、前者はIMFの支援を仰ぐ事態となっています。これらの国では、経常収支赤字の対GDP比率が5%を超え、海外の資金に依存する割合が高いなど、様々な経済構造のぜい弱性があり、また、経済政策の運営体制にも問題があったことが混乱の引き金となりました。

これらと比較すれば、1997年に通貨危機に見舞われ、その後着実に経済・金融改革を進めてきたASEAN諸国の金融リスクは小さく、資本フローが不安定化する可能性は低いといえます。ただし、各国経済の結びつきが強まっている状況下、海外で発生する様々な問題の影響がある程度及ぶことは避けられません。この点に関しては、中国経済の大幅な減速が最大のリスク要因といえるでしょう。仮にこれが現実化すれば、経済的に密接な関係にあるASEAN諸国の成長にも影響が及び、投資対象としての魅力が低下して資本流入が減少する可能性があります。また、人民元の対ドルレートや中国の株価の下落がASEAN諸国の為替レートや株価の下落に波及することも懸念されます。

他方、ASEAN諸国の金融システムにも全く問題がないわけではなく、各国において企業・家計債務の対GDP比率が高止まりしているほか、国内金融システムの規模が小さいインドネシアやフィリピンでは企業の外貨建て借入れへの依存度が高くなっています。これらのリスク要因は各国金融当局の規制監督によってコントロールされていますが、引き続き注意が必要です。

資本フローの変動がもたらす実体経済への悪影響を避けるためには、過剰な資本流入の防止、資本流出に対する備え、対外的・金融的ぜい弱性の改善などが求められます。具体的な対策としては、財政・金融・為替政策や金融システム安定化に向けた施策の的確な実施、経済の相互監視や緊急時の通貨スワップなどの域内協力体制の強化、国内金融資本市場の整備・拡充や機関投資家の育成などがあげられます。

世界的に政治・経済の不透明感が強まるなか、成長センターとして期待されるASEAN諸国にとっては、こうした取り組みに注力することが今後ますます重要になると考えられます。

(清水)

生産性引き上げに向けた課題

少子高齢化により生産年齢人口が減少するわが国では、労働者一人当たりの付加価値創出力を表す労働生産性を高めることが、持続的な経済成長に不可欠です。政府も、そうした認識の下、IoTやビッグデータの活用を通じた「生産性革命」など、様々な成長戦略に取り組んでいます。

もっとも、わが国の実質労働生産性の上昇率はすう勢的な低下が続いており、アベノミクスの始動後も、生産性上昇率が高まる兆しはみられません（図表1）。そこで以下では、業種別の労働生産性の動きを確認したうえで、生産性引き上げに向けた課題を検討しました。

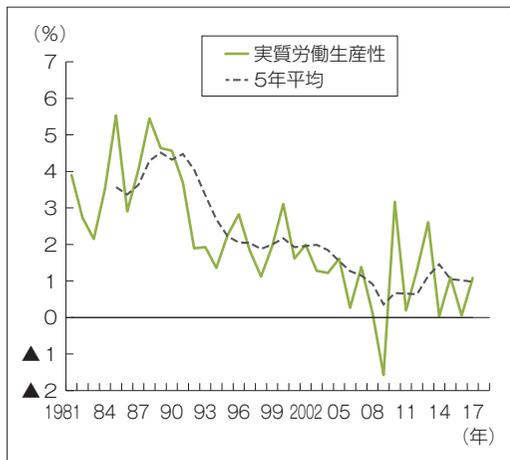
非製造業で効率化のための投資が不足

まず、近年の実質労働生産性上昇率を業種別にみると、製造業が比較的堅調な一方、非製造業が伸び悩んでいます。2017年までの5年間では、製造業の労働

生産性上昇率が年平均+2.4%であるのに対し、非製造業は同+0.7%にとどまっています。非製造業の生産性上昇率は、過去20年の平均でも、同+1%未満にとどまっており、非製造業の生産性の低迷は、わが国経済が抱える構造的な問題といえます。

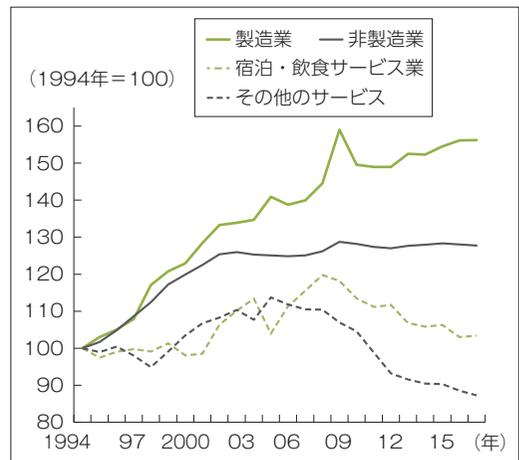
この背景としては、生産性向上に向けた投資が進んでいないことを指摘出来ます。生産性の向上には、効率的な工場や営業設備、IT機器・ソフトウェアといった資本設備の導入を通じ、少ない人材で財・サービスを提供出来る環境を整備することが不可欠です。そこで、労働者一人当たりの資本設備の総量を表す資本装備率（資本ストック／就業者数）をみると、製造業では上昇が続く一方、非製造業は2000年代以降、横ばいで推移しています（図表2）。とりわけ、宿泊・飲食サービス業や個人向けを中心としたその他のサービスでは、資本装備率が近年低

図表1 実質労働生産性（前年比）



（資料）内閣府「国民経済計算」を基に日本総合研究所作成
（注）実質労働生産性＝実質GDP/（就業者数×労働時間）

図表2 業種別の資本装備率



（資料）内閣府「国民経済計算」を基に日本総合研究所作成
（注）資本装備率＝実質純資本ストック/（就業者数×労働時間）

下しており、就業者の増加に対し投資が不足している姿がみてとれます。

サービス業の資本装備率を企業規模別にみると、規模の小さい企業での遅れが目立っています。実際、大企業では、2013年以降、資本装備率が緩やかに上昇する一方、中堅・中小企業や小規模企業では横ばい、もしくは緩やかに低下しています。

過当競争が適切な価格設定を阻害

非製造業の生産性は、他の先進国と比べても低水準にとどまっています。実際、名目ベースの労働生産性の水準を米国と比較すると、製造業が米国の7割程度であるのに対し、運輸・郵便業が5割、宿泊・飲食サービス業が4割、卸・小売業は3割にとどまっています。

これは、資本装備率の低さのみならず、収益を確保するための適切な価格設定が出来ていないためといえます。例えば、わが国のサービスの品質は他の先進国に比べ高いものの、それに見合った価格を設定出来ていないとの指摘があります。日本生産性本部の調査によると、宅配便やホテル、総合スーパー、ファミリー向けレストランなど、調査対象のほとんどの分野で、日本人、米国人ともに日本のサービスの品質が米国を上回ると回答しています。こうしたサービスの品質の違いを価格に反映すれば、小売業や宿泊・飲食サービス業など非製造業の多くの業種で、米国との生産性格差が縮小すると分析結果も存在します。

非製造業では規模の小さい企業が多く、過当競争がコストに見合った適切な

価格設定を阻害している側面があります。実際、企業規模別のシェアをみると、小売業やサービス業では、個人経営の事業所と資本金1,000万円以下の小規模企業が、企業数全体の9割を占めています。

企業の「連携」が生産性向上のカギ

以上を踏まえると、生産性が低い非製造業では、規模の小さな企業が多数存在していることが、生産性向上に向けた投資が進まないことや、収益性が低迷している大きな要因といえます。生産性の引き上げには、縮小する市場の奪い合いから脱却し、海外市場の開拓や次世代技術を活用した新たな市場の創出などに取り組むことが求められます。そのためには、規模、業種、地域の垣根を超えた企業間の「連携」が重要なカギとなりましょう。例えば、中小企業が連携し、共同調達によるコスト削減などを通じ投資余力を高めたり、販売データなどを共有・分析することで、売り上げ増を実現した事例があります。また、単独の企業内では十分に活用されていなかった技術・ノウハウでも、異業種と連携することで、新たな価値を生み出す可能性があります。

一方、政府にも、規制緩和や税制改革を通じ、M&Aやフランチャイズ化、事業承継といった企業の合従連衡を促進するなど、企業の自発的な「連携」を促す環境整備が求められています。さらに、企業の「連携」をけん引出来る優秀な若手経営者・外国人材の活躍の場を広げるため労働市場改革などに取り組むことも、結果として生産性向上を支援することになるでしょう。(村瀬)

将来的な自動車課税のあり方についての論点

今年度の税制改正大綱では、今年10月に予定されている消費増税を見据え、自動車税の減税などが盛り込まれました。さらに、カーシェアリングの拡大等を受け、中長期的には抜本的改正も見込まれています。そこで、近年の自動車を取り巻く環境の変化を概観したうえで、今後の自動車課税のあり方を考える際の論点について整理しました。

多種多様な自動車関係諸税

現在、自動車に関しては、種別ごとに、①取得・保有・利用・走行の各段階で、②様々な観点に着目し、課税されています(図表1)。例えば、普通ガソリン車については、①取得時に、②取得価格に応じて、「自動車取得税」が課されるほか、①毎年4月1日の保有に対し、②排気量等に応じ、「自動車税(種別割)」、①車検時に、②重量に応じ、「自動車重量税」、①燃料補給時に、②その数量に応じ、「揮発油税・地方揮発油税」が課されます。電気自動車等や一定の基準を満たす自動車には、エコカー減税、グリーン化特例といった減免等が講じられています。

これらは、道路整備費などの負担をその受益者に求めるものと考えられており、税収もそうした事業を実施する国・

都道府県・市町村に分配されています。

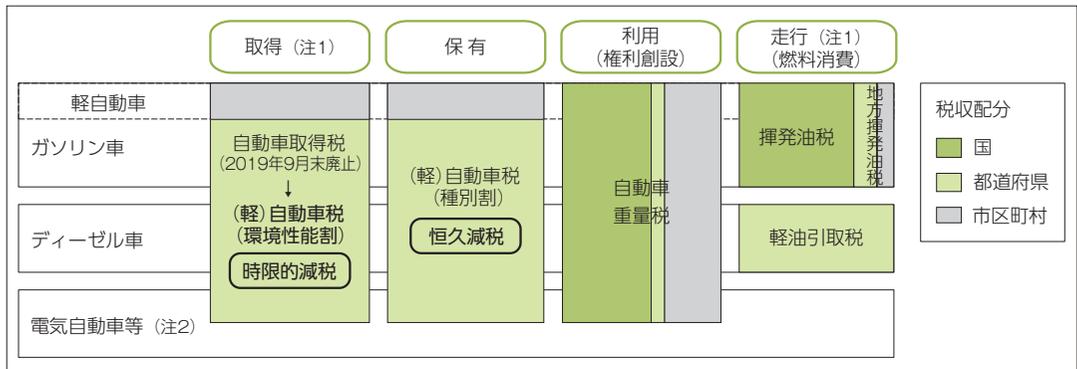
今年10月には、消費増税を機に、自動車取得税が廃止される代わりに、自動車税・軽自動車税(環境性能割)が導入される予定です。加えて、今回新たに、消費増税前後の景気変動をならすことなどを目的に、自動車税(種別割)の恒久減税や自動車税(環境性能割)の時限的減税などを実施する一方、その財源捻出のため、エコカー減税の対象車種や減税幅を絞り込むことなどが決定されています。

自動車を取り巻く環境変化

こうしたなか、自動車を取り巻く環境は近年大きく変化しています。まず、自動車の維持コストが高い都市部を中心にカーシェアリングが広まるなど、これまで主流であった「保有」「利用」を一体とする形態から「利用」のみへのシフトが加速しています。次に、技術革新等に伴い、電気・燃料電池・天然ガスなど、ガソリンや軽油を燃料としない自動車が開発され、普及しつつあります。最後に、地球温暖化など環境配慮に対する社会的関心や要請も高まっています。

こうした変化に伴い、かねてより指摘されてきた普通・軽自動車間の税負担の重さの違いといった課題に加え、自動車

図表1 自動車関係諸税の概要(改正後のラフなイメージ)



(資料) 平成31年度税制改正大綱、財務省、総務省、国土交通省各ホームページなどを基に日本総合研究所作成

(注) 1. 取得、走行(揮発油税・地方揮発油税)段階では別途消費税が課される。

2. 電気自動車のほか、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車など。これらには、自動車税(環境性能割・種別割)、自動車重量税の免税措置があるが、車種によっては、その対象が一定の基準を満たすものに限られる。

課税における受益と負担が必ずしも実態に即していないケースも生じています。例えば、現状、カーシェアリングの利用者は、保有段階の自動車税などを直接的には負担していません。また、走行段階では、ガソリン車のユーザーが揮発油税などを負担しているのに対し、電気自動車等のユーザーにはそれに相当する負担がほとんどありません。さらに、自動車関連諸税の税収も、エコカー減税などが導入された影響もあり、2000年代後半から右肩下がりの状況にあります（図表2）。

そこで、今年度の税制改正大綱には、自動車課税のあり方について、今後、中長期的な視点に立って検討を行うことが盛り込まれました。

体系的かつ簡素な自動車課税へ

今後の自動車課税については、「利用」と「環境」を軸とした税制ヘシフトしていくことが必要と考えられ、それに向けては次の3点をどう考えるかがポイントとなるでしょう。

一つめは、自動車の「保有」が減り、「利用」中心へと変化しつつあるなかで、道路利用、すなわち走行距離に応じた課税の仕組みをいかに設計・具体化するかです。わが国と同様の課題認識のもと、諸外国では、GPS等の活用により走行距離に応じた課税や課金制度の導入・検討が進んでいます。ただし、その際、すべての自動車・道路を対象とするか、燃料課

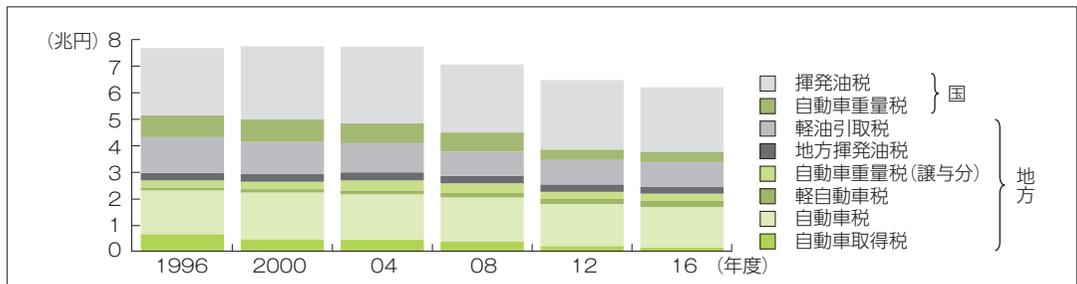
税との調整を図るか、移動の記録などプライバシーをどう保護するかなどの課題が残されているのも事実です。

二つめは、環境に資する税制をいかに体系的にデザインするかです。現状、環境関連措置が課税の各段階で並立し、本則と特例が混在するなど複雑な状況です。本年度改正後の姿でいえば、自動車税（環境性能割）、エコカー減税、グリーン化特例、さらに走行段階では、ガソリン精製の前段階でかかる石油石炭税に上乗せされる形で「地球温暖化対策のための税」があります。また、税額を決める基準も、排ガス性能、燃費性能、CO₂排出量が併用されています。これを合理的で分かりやすい簡素な制度・基準へと整理していくことが期待されます。

最後に、税収の規模や配分です。自動車関係諸税の税収は減少傾向とはいえ6兆円超（2016年度）に上り、国・地方のいずれにとっても重要な財源です（前掲図表2）。一方、今後、人口減少に伴い道路利用量の減少が見込まれるほか、税負担の大きさは裾野の広い自動車産業の業況や競争環境にも影響を及ぼします。それらを踏まえつつ、税収をどの程度確保し、国・地方でどう配分し、道路等のインフラの維持につなげていくのかについて考えていく必要があります。

時代の変化に適應した体系的かつ簡素な税制を構築すべく、今後議論を深めていくことが求められるでしょう。（立岡）

図表2 国税、地方税、自動車関係諸税の税収の推移



（資料）財務省「(各年度) 租税及び印紙収入決算額調」、総務省「平成30年度 地方税に関する参考計数資料」などを基に日本総合研究所作成

■ 経団連指針廃止後の就職・採用活動のあり方

昨年10月、日本経済団体連合会（経団連）は、大学新卒生の就職活動に関する「就活ルール」を近い将来廃止することを決定しました。1月末には経団連と大学側で「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の初会合を開き、見直しについて具体的な議論が始まりました。今後の議論の行方次第では、大学生にとって就活のスケジュールだけでなく、学業にも大きな影響が生じかねないとの懸念も出ています。そこで以下では、新卒採用についてのこれまでの対応や問題点を整理し、就職・採用活動の望まれる方向性とその対応策について検討しました。

変化する就活・採用環境

新卒一括採用は、わが国独特の雇用慣行の一つです。各企業が個々に採用活動を行うと弊害も大きいため、1953年に就職協定が定められました。しかし、実態は形骸化が進んだといった事情もあり、その後も倫理憲章、採用指針と名称を変えつつ見直しが繰り返されてきました。

新卒一括採用は、採用側にとって効率的であることにとどまらず、わが国全体として若年層の失業率をこれまで低水準に抑制出来た点がメリットに挙げられます（図表1）。もっとも、近年は環境変化を背景に、様々な問題点も生じています。

例えば、採用前に企業を知る機会としてインターン制度が2000年前後から広がり始めましたが、わが国では企業主導で行われるため、事実上の優秀な学生の囲い込みや、就活期間の長期化、学業の阻害につながるなどの指摘も増えています。また、ミスマッチ問題もなお残り、厚生労働省の統計では、大卒就職後3年以内の離職率は、足元で3割程度と長期

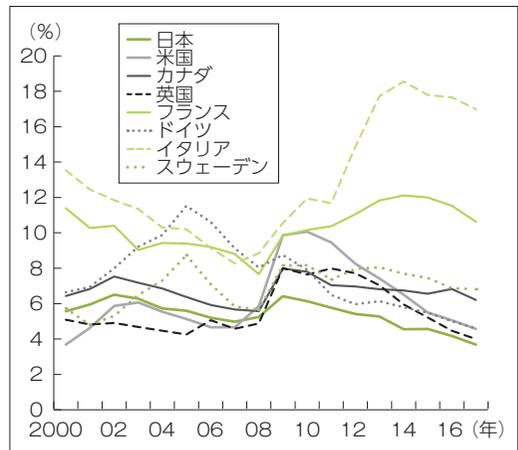
にわたり高水準が続いています。

さらに、学生の働き方に対する考え方も変化しました。成長期待が大きい新興企業や外資企業も最近では有力な就職先となっています。これらの企業は、経団連の就活ルールの対象外であるため、優秀な学生を早期に囲い込まれかねないと危機感を抱く国内企業が少なくありません。一方、企業においても、求める人材像は変化しつつあります。グローバルなビジネス環境の急激な変化が進むなか、業務は多様化・専門化し、外国人学生や専門知識を有する人材の採用ニーズが高まっています。

海外では職業観醸成の機会を工夫

これに対して、海外主要国では、わが国の新卒一括採用のような慣行はありません。そもそも高等教育への進学時期が幅広く（図表2）、就職に至るまでの多様なルートが存在するなか、教育を受けた学生が必要な時期に適材適所で就職出来

図表1 若年層失業率（25～34歳）の推移



（資料）OECD

るよう、様々な工夫が行われています。

例えばインターン制度に関して、スウェーデンでは、企業主導ではなく労使双方が出資する公的機関が、学生と企業の仲立ちをし、大学入学前の高卒生を対象にインターンを実施する制度を設けています。同国自動車メーカーのボルボなど有名な大企業も多く参加し、また、有給のプログラムとなっています。一方、英国では、大学において、在学期間中の1年間、または一定の期間に、大学が提携する企業や機関で働く、もしくはインターンに参加する制度である「サンドイッチ・イヤー」を含むコースも用意されています。

このようなインターン制度がわが国にも広がれば、学生は、大学の学費や学業への悪影響を心配することなく、職業観

を醸成するとともに、学業への動機付けを強化する機会を得ることが可能となります。併せて、ミスマッチの抑制や企業による学生の早期囲い込みの抑制も見込まれます。ちなみに、これらの国々では、新卒一括採用制度を持たなくても、若年層失業率を総じて低水準に抑制出来ていることがみてとれます（前掲図表1）。

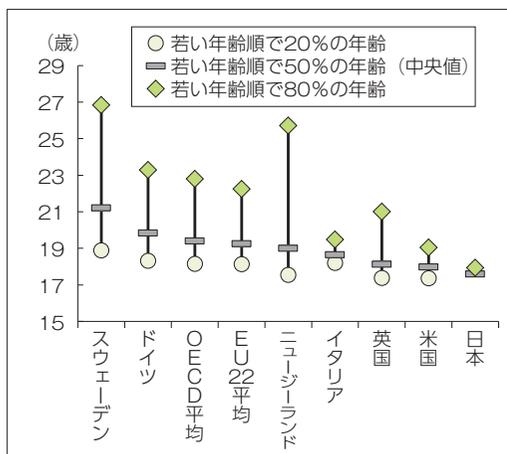
従来の採用を生かしつつ多様な選択肢を

このようにみれば、わが国の真の課題は、「就活スケジュールを誰がどのように決めるか」よりも、むしろ高校卒業から大学進学、就職に向かう時期やルートが横並び・画一的で柔軟性を欠いていることや、学生に職業観を磨き、学業への動機付けを高める十分な機会が与えられていない状況をいかに改革するか、という点にあると考えられます。

それには、海外の例にも倣いつつ、学業の阻害や学費の心配もなく、特定の企業による早期の囲い込みも回避出来るよう、公的な機関が仲立ちするインターン制度の導入に産官学を挙げて取り組むことも一案でしょう。併せて、学生の採用時期の柔軟化や、産業界の要請にもかなう形で高等教育の質を高めるべく、大学教育の改革に取り組むことも重要です。また、多様な採用が広がれば、例えば入社時期の違いによって不利を被らないような、公平で柔軟な人事制度や教育制度を用意することも求められましょう。

わが国の従来からの雇用慣行である新卒一括採用のメリットを引き続き生かしつつ、こうした改革に取り組むことが出来れば、社会の活力を生み、わが国全体の潜在的な成長力の底上げにもつながると期待されます。（下田）

図表2 主要先進国などの高等教育機関への入学年齢分布（2016年）



(資料) OECD

(注) 1. 日本の「若い年齢順で20%の年齢」はデータが欠落。
 2. EU22は、オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国。

■ 冷え込む韓国のシニア消費

韓国のシニア層（60歳～）の消費不振が深刻です。日本と韓国の勤労者世帯の消費支出を比較すると、韓国では高齢になるほど消費水準が低下する傾向が顕著です（図表1）。とりわけ、世帯主の年齢が60歳以上の世帯で消費支出が大きく落ち込んでいます。この背景には何があるのでしょうか。わが国の状況との対比のもとに原因を考察し、先行きを展望しました。

日韓で顕著な消費性向の違い

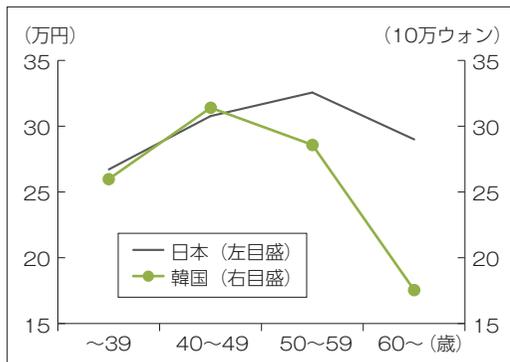
消費支出は、可処分所得の水準とそこからいくら消費に回したか（消費性向）という二つの要因に左右されます。そこで、まず可処分所得をみると、日韓ともに50歳代をピークとして60歳代に入ると大幅に低下するという、ほぼ同じ構造を持っています。一方、世帯主の年齢が60歳以上の消費性向は日韓で大きく異なり、日本では若い世代よりも大幅に高いのに対して、韓国では逆に低くなって

います（図表2）。以上から、韓国のシニア層の消費支出が大幅に落ち込んでいるのは、消費性向が極端に低いことが主因といえます。一般に、可処分所得が小さいと、食料・光熱費などの基礎的支出はなかなか減らせないため、消費性向が高くなるのが自然な姿であり、シニア層で消費性向が低くなっている韓国の状況は異例といえます。

公的年金への不安

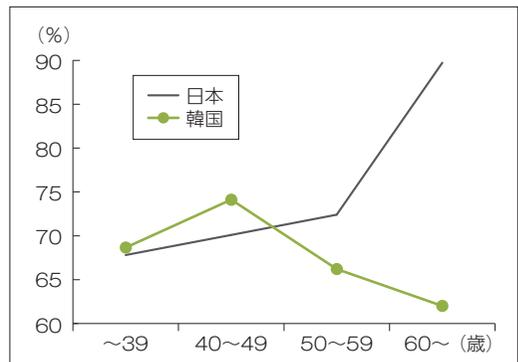
韓国の勤労シニア世帯の消費性向が低いのは、老後の生活の支えとなる公的年金に対する不安が大きいことが背景にあると考えられます。日本の公的年金制度では、一般的なサラリーマンは、国民年金に上乘せして厚生年金を受給することが出来ます。2016年度の平均月額は、それぞれ5.5万円、14.8万円となっており、合計20.3万円受け取れる計算です。一方、韓国の公的年金の基本構造は国民年金のみの1階建てであり、その平均月

図表1 世帯主の年齢別の消費支出
(二人以上の勤労者世帯、2016年)



(資料) 総務省「家計調査」、韓国統計庁「家計動向調査」
(注) 日本は「~39」は30~39歳、「60~」は60~69歳。

図表2 世帯主の年齢別の消費性向
(二人以上の勤労者世帯、2016年)



(資料) 総務省「家計調査」、韓国統計庁「家計動向調査」
(注) 日本は「~39」は30~39歳、「60~」は60~69歳。

額は32万ウォン（約3.2万円）に過ぎません。これを補うため、韓国では低所得の高齢者の救済を目的とした基礎年金制度があり、低所得の高齢者に最大30万ウォンが支給されます。しかし、それを加味しても、最低限の生活を維持していくのも厳しい収入です。そのため、現役で働いているシニア層は目前に迫った退職後の生活に備え、消費を切り詰めて、少しでも多くを貯蓄に回そうとしているのです。

韓国の公的年金の支給金額が小さい要因としては、以下の3点を指摘出来ます。第1に、現役時代に支払う保険料率が低いことです。日本の厚生年金の保険料率が収入の18.3%なのに対して、韓国の国民年金では9%です。第2に、韓国では国民年金への税金投入がないことです。日本では国民年金の財源の半分を税金から補っています。第3に、韓国では国民年金の制度が出来たのが遅いため、加入期間が短い受給者が多く、満額を受給することが出来ないことです。韓国では現行の国民皆年金のかたちが整ったのは1999年のことです。国民年金は加入期間40年で満額支給となりますが、そもそも国民皆年金となってからまだ20年ほどしか経っていません。このように公的年金が老後の生活保障として有効に機能していない韓国の状況は、高齢者の貧困という深刻な社会問題を生み出しています。

さらに、退職後の収入に対する不安感はずっと高まっていく恐れがあります。急速な高齢化を受けて、国民年金の所得代替率の引き下げと支給開始年齢の

引き上げが行われているうえ、社会風習の変化や少子化により子どもからの経済的支援も期待しにくくなっているためです。この結果、韓国の勤労シニア世帯の消費性向は、水準が低いだけでなく、方向性としても低下傾向にあります。

今後の展望

勤労シニア世帯の消費不振は、韓国経済に無視出来ないインパクトを与えています。仮に韓国の勤労シニア世帯の消費性向が日本並みに高かったとすると、2016年時点のマクロの個人消費は3.3%上振れる計算になります。さらに、人口動態の変化による消費押し下げ圧力も強まると予想されます。足元でベビーブーム世代（1955～1963年生）が60歳代に入りつつあるため、今後60歳以上の世帯数が急速に増加していきます。このため、仮に勤労シニア世帯の消費性向の低下に歯止めがかかると想定しても、高齢化要因だけで、2030年の個人消費は現在よりも▲1.1%押し下げられる計算になります。

韓国の文政権は重要な政策課題として、財閥企業を中心とした輸出主導型成長から、家計の所得増加を起点とした内需主導型成長への転換を目指しています。しかし、退職後の収入に不安を持つシニア層が急増していく限り、内需主導型成長の実現は困難といえます。文政権は、これまで取り組んできた賃上げや投資促進策だけでなく、高齢者向けを中心に社会保障の充実にも力を注いでいく必要があります。 (成瀬)

わが国の非正規雇用者が足元で大幅に増加しています。

総務省「労働力調査」によれば、2018年の就業者数は前年比134万人増加しました。このうち84万人がパートやアルバイトなどの非正規雇用者によるものでした。時系列でも、2018年の非正規雇用者の増加が顕著に高まっています(図表1)。内訳をみると、シニアのほか、若年層、子育て期の女性の増加が目立ちました。2017年まではシニアの増加が大半を占めていましたが、昨年は他の年齢層でも非正規雇用が増加したことが特徴といえます。

こうした動きの背景には、人手不足がいよいよ深刻化してきたことが指摘されます。日銀短観の雇用人員判断DIをみると、製造業・非製造業ともに「不足」超幅が拡大しており、足元ではバブル期以来のひっ迫度合いです。そのため企業は、正社員の採用拡大だけでなく、これまで労働市場に参入していなかった非労働力層へのアプローチも強化し始めたとみられます。

とくに、勤務時間の柔軟化が非正規雇用の拡大を促したと考えられます。

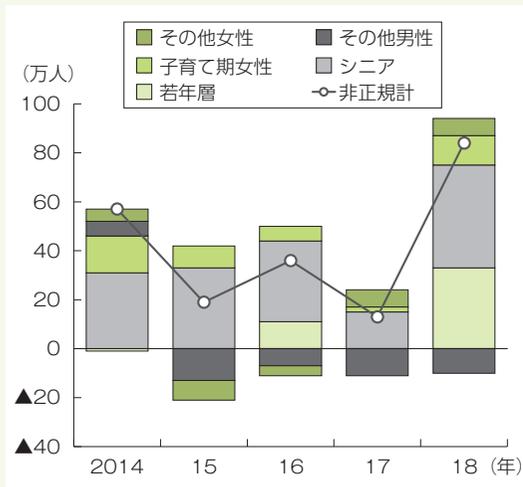
生活上の様々な制約を持つシニア・若年層・女性が就業出来ない原因として、勤務時間のミスマッチが指

摘されてきました。こうした阻害要因を取り除くため、企業は就業条件を緩和して、より働きやすい職場環境の提供に取り組むようになっていきます。

第1に、勤務時間の柔軟化です。例えば、勤務時間の短縮など、勤務シフト体系を見直す動きが広がっています。この結果、子育て期の女性が、子供を保育所などに預けている間だけ就労することが可能となりました。マクロ統計でも、非正規労働者の勤務日当たり労働時間は、2014年の6.7時間から2018年の6.6時間に減少しています(図表2)。

第2に、勤務日数の柔軟

図表1 非正規雇用者数 (前年差)



(資料) 総務省「労働力調査」を基に日本総合研究所作成
 (注) 若年層は15～24歳男女、シニアは65歳以上男女、子育て期女性は35～54歳女性。

図表2 非正規雇用者の勤務日当たり労働時間



(資料) 総務省「労働力調査」を基に日本総合研究所作成
 (注) 勤務日当たり労働時間=平均労働時間÷平均労働日数

化です。例えば、とくに人手不足感が強まっている飲食店を中心に、最低勤務日数を引き下げる動きが始まっています。これによって、特定の曜日しか働けない学生、余暇確保や体調管理を重視するシニアなどを、労働市場に呼び込むことが出来るようになりました。こうした変化も、マクロ統計にははっきりと表れています。非正規労働者のうち、ひと月当たり16日以上勤務する労働者の割合は2018年に大きく低下する一方、15日以下の日数で勤務する労働者の割合が上昇しました（図表3）。

以上のように、足元の非正規雇用の拡大は、かつてのような人件費削減の手段

としてではなく、労働参加率が2018年に1%ポイント上昇しているように、人手不足解消を目的とした創意工夫によって実現したという意味で、前向きに評価出来る面が大きいといえます。

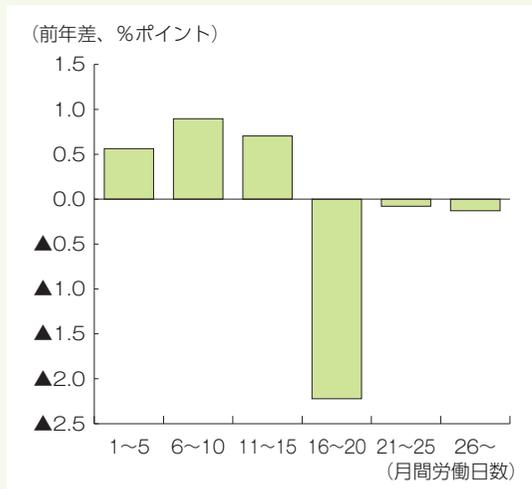
◆ 今後は、勤務場所の柔軟化も重要になるでしょう。

勤務時間の柔軟化はある程度進みましたが、それだけでは潜在労働力を掘り起こすのに不十分とみられます。とくに問題になるのは、勤務場所のミスマッチです。例えば、就労を希望するシニアが求職活動をしない理由として、「適当な仕事がない」のなかで「近くに仕事がありそうにない」

ことを挙げる人が最も多くなっています（図表4）。この背景には、配偶者や親の介護が必要であったり、健康面に不安を抱えたりしているため、遠距離の職場を敬遠していることが背景にあると推測されます。こうした非労働力を活用するためには、在宅勤務やサテライトオフィスなどの制度を導入して、勤務場所のミスマッチを解消するための環境整備が求められます。

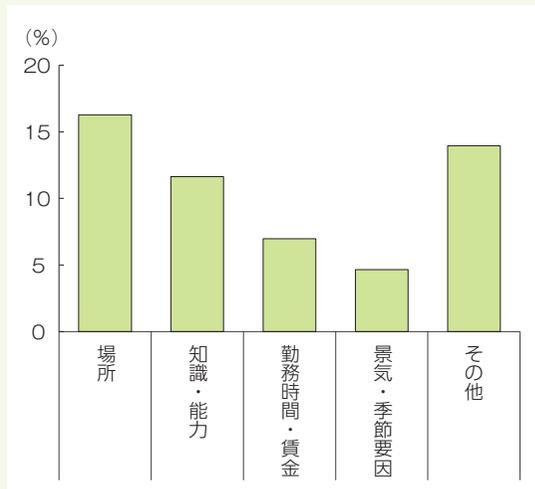
今後一段と深刻化する人手不足社会を乗り越えていくためには、従来の働き方の枠組みにとらわれない発想で「働き方改革」を進めることが求められているといえましょう。（佐藤(貴)）

図表3 非正規雇用者の労働日数別シェアの変化幅（2018年）



(資料) 総務省「労働力調査」を基に日本総合研究所作成

図表4 シニアが適当な仕事がないと考える理由



(資料) 総務省「労働力調査」を基に日本総合研究所作成
 (注) 65歳以上の非労働力人口のうち就業を希望する者で、非求職理由が「適当な仕事がありそうにない」(53.5%)の内訳。

KEY INDICATORS

(2019年2月15日現在)

● 日 本 ●

(%)

	2017年度	2018年		2018年			2019年 1月
		7~9	10~12	10月	11月	12月	
鉱工業生産指数	(2.9)	〈▲1.3〉 (▲0.1)	〈1.9〉 (1.2)	〈2.9〉 (4.2)	〈▲1.0〉 (1.5)	〈▲0.1〉 (▲1.9)	
鉱工業出荷指数	(2.2)	〈▲1.9〉 (▲0.5)	〈1.8〉 (1.0)	〈3.5〉 (5.7)	〈▲1.2〉 (0.9)	〈0.0〉 (▲3.1)	
鉱工業在庫指数 (末)	(5.2)	〈1.2〉 (3.5)	〈0.5〉 (1.9)	〈▲1.3〉 (▲0.7)	〈0.1〉 (0.6)	〈1.7〉 (1.9)	
生産者製品在庫率指数	(1.5)	〈0.5〉 (4.9)	〈0.3〉 (1.8)	〈▲0.5〉 (▲1.4)	〈▲2.2〉 (▲0.3)	〈5.1〉 (7.5)	
稼働率指数 (2015年=100)	102.7	101.4	105.3	105.2	106.3	104.3	
第3次産業活動指数	(1.1)	〈▲0.5〉 (0.5)	〈1.0〉 (1.3)	〈2.2〉 (2.5)	〈▲0.4〉 (1.3)	〈▲0.3〉 (0.4)	
全産業活動指数 (除く農林水産業)	(1.8)	〈▲0.8〉 (0.1)		〈2.1〉 (2.5)	〈▲0.3〉 (1.2)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲0.8)	〈0.9〉 (4.8)		〈7.6〉 (4.5)	〈▲0.0〉 (0.8)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(0.6) (▲4.3)	(1.1) (▲4.3)	(3.6)	(▲10.1) (9.5)	(▲9.2) (▲5.2)	(4.6)	(▲4.1)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	94.6 (▲2.8)	95.0 (▲0.2)	95.5 (0.6)	95.0 (0.3)	95.5 (▲0.6)	96.1 (2.1)	
百貨店売上高 全国	(0.3)	(▲3.4)	(0.0)	(1.7)	(▲0.6)	(▲0.7)	
チェーンストア売上高 東京	(0.9)	(▲1.2)	(0.3)	(2.6)	(0.2)	(▲1.1)	
完全失業率	2.7	2.4	2.5	2.4	2.5	2.4	
有効求人倍率	1.54	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	
現金給与総額 (5人以上)	(0.7)	(0.9)	(1.6)	(1.1)	(1.7)	(1.8)	
所定外労働時間 (//)	(0.5)	(▲2.5)	(▲2.3)	(0.0)	(▲2.6)	(▲4.3)	
常用雇用 (//)	(2.4)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	
M2 (平残)	(3.8)	(2.9)	(2.5)	(2.7)	(2.3)	(2.4)	(2.4)
広義流動性 (平残)	(3.1)	(2.2)	(2.0)	(2.1)	(1.9)	(2.0)	(1.9)
経常収支 (兆円)	21.81	5.71	2.52	1.31	0.76	0.45	
前年差	0.79	▲1.29	▲1.81	▲0.88	▲0.58	▲0.34	
貿易収支 (兆円)	4.59	0.06	▲0.66	▲0.32	▲0.56	▲0.22	
前年差	▲1.19	▲1.70	▲1.82	▲0.75	▲0.76	▲0.31	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(0.7)	(0.9)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	

(%)

	2017年度	2017年		2018年			
		7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12
業況判断DI 大企業・製造		22	25	24	21	19	19
非製造		23	23	23	24	22	24
中小企業・製造		10	15	15	14	14	14
非製造		8	9	10	8	10	11
売上高 (法人企業統計)		(4.8)	(5.9)	(3.2)	(5.1)	(6.0)	
経常利益		(5.5)	(0.9)	(0.2)	(17.9)	(2.2)	
実質GDP (2011年連鎖価格)	(1.9)	〈0.6〉 (2.1)	〈0.5〉 (2.4)	〈▲0.2〉 (1.3)	〈0.6〉 (1.5)	〈▲0.7〉 (0.1)	〈0.3〉 (▲0.0)
名目GDP	(2.0)	〈1.1〉 (2.3)	〈0.3〉 (2.4)	〈▲0.4〉 (1.7)	〈0.5〉 (1.4)	〈▲0.6〉 (▲0.3)	〈0.3〉 (▲0.3)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年(同期(月))比。

● 米 国 ●

	2018年	2018年			2018年		2019年 1月
		4～6	7～9	10～12	11月	12月	
鉱工業生産	(4.0)	(1.3) (3.4)	(1.2) (5.0)	(0.9) (4.1)	(0.4) (4.1)	(0.3) (4.0)	
設備稼働率	78.0	77.8	78.3	78.6	78.6	78.7	
小売売上高	(4.9)	(1.8) (5.7)	(1.1) (5.7)	(0.4) (3.7)	(0.1) (4.1)	▲(1.2) (2.3)	
失業率 (除く軍人、%)	3.9	3.9	3.8	3.8	3.7	3.9	4.0
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	2,453	694	667	648	196	222	304
消費者物価指数	(2.4)	(0.5) (2.7)	(0.5) (2.6)	(0.4) (2.2)	(0.0) (2.2)	▲(0.0) (1.9)	▲(0.0) (1.6)

	2017年	2017年			2018年		
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(2.2)	{3.0} (2.1)	{2.8} (2.3)	{2.3} (2.5)	{2.2} (2.6)	{4.2} (2.9)	{3.4} (3.0)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲4,491 ▲2.3	▲4,873 ▲2.5	▲4,138 ▲2.1	▲4,646 ▲2.3	▲4,868 ▲2.4	▲4,049 ▲2.0	▲4,993 ▲2.4

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、〈 〉内は季節調整済み前期比、
() 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	3.1	3.1	3.8	3.6	3.9	5.9	5.1	6.7	6.8
2018年	2.7	2.6				4.7	5.2	6.2	6.6
2017年7～9月	3.8	3.4	3.6	5.5	4.3	6.2	5.1	7.2	6.7
10～12月	2.8	3.5	3.4	3.6	4.0	5.9	5.2	6.5	6.7
2018年1～3月	2.8	3.2	4.6	4.6	4.9	5.4	5.1	6.6	6.8
4～6月	2.8	3.3	3.5	4.1	4.6	4.5	5.3	6.2	6.7
7～9月	2.0	2.4	2.9	2.3	3.3	4.4	5.2	6.0	6.5
10～12月	3.1	1.8				4.7	5.2	6.1	6.4

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	95,216	57,983	▲61,886	45,564	15,116	22,984	11,843	▲27,380	419,552
2018年	69,657	49,410	▲71,726	41,255	3,254	29,853	▲8,566	▲41,440	351,763
2017年11月	7,694	5,884	▲5,087	3,253	1,892	2,383	221	▲3,280	38,433
12月	5,511	6,133	▲7,667	3,335	▲220	1,806	▲240	▲3,972	53,850
2018年1月	3,416	2,686	▲4,083	4,264	▲69	2,446	▲756	▲3,163	18,416
2月	2,801	3,068	▲5,463	3,278	878	2,306	▲53	▲2,890	32,298
3月	6,412	6,010	▲7,078	4,455	1,500	3,765	1,123	▲2,532	▲5,747
4月	6,156	4,166	▲5,982	4,642	▲1,111	3,351	▲1,625	▲3,480	26,280
5月	6,229	4,410	▲5,510	4,086	1,338	2,050	▲1,454	▲3,690	23,426
6月	6,079	5,210	▲6,899	3,442	1,728	1,501	1,706	▲3,188	40,918
7月	6,893	2,275	▲6,003	2,446	▲516	2,057	▲2,007	▲3,546	27,436
8月	6,820	4,530	▲6,644	4,856	▲588	394	▲944	▲3,494	26,250
9月	9,617	4,336	▲6,089	3,217	487	3,681	314	▲3,723	30,440
10月	6,380	3,338	▲5,677	3,285	▲280	3,924	▲1,773	▲4,081	33,129
11月	4,671	4,667	▲5,744	2,608	▲1,178	1,875	▲1,996	▲3,901	41,861
12月	4,182	4,713	▲6,554	676	1065	2,502	▲1,102	▲3,752	57,056
2019年1月	1,294								39,155



SMBC

SUMITOMO
MITSUI
BANKING
CORPORATION

マンスリーレビュー 2019年3月号

発行日 2019年3月1日

発行 株式会社 三井住友銀行

企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL (03)6833-1655

*本誌には再生紙を使用しております